

90 文官試験試補及見習規則施行の後五箇年以上官務に従事し判任官五等以上に叙せられた者は高等試験を受ける事を得るの件公布
〔明治二十年十二月〕

(注記¹)
秘甲第六五号

(注記²)

(制印) 文官試験試補及見習規則追加之件

本年七月勅令第三拾七号文官試験試補及見習規則ニ拠レハ同則第拾七条ニ掲クル者ノ外ハ高等試験ヲ受クルヲ得サル儀ニ有之然ルニ官吏ニ學術ト経験トノ必要ナルハ言ヲ俟サルモ凡百ノ実務ニ処スルハ最熟練ヲ要スルモノナルニ由リ既ニ同則中試補ノ事務練習期限ハ少クモ三箇年ト定メラレ又一方ニ於テハ現時ノ都合ヲ參酌セルノ辺ヨリ規則第拾七条ニ五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者ノ一項ヲモ設ケラレタル儀ニ可有之依テ猶熟慮スルニ現今官吏ニ適當ノ人物ハ概シテ其年齢四拾歳前後ノ者多ニ居ルヘク此輩ノ内現学制ノ教育ヲ受ケサルモ其前後ニ於テ相当ノ教育ヲ受ケ曾テ奏任官ヲ經歷シ又ハ判任官^(抹消)ニシテ十数年ノ經歷アル者ノ如キハ実務ニ長スル者不少然ルニ今受験者ノ資格ヲ学制頒布以來ノ教育ヲ受ケタル者ノミニ限ルトスルハ特リ此輩ノ為メニ不公平ナルノミナラス實際各官庁ノ処務上ニ支障ヲ生スヘキノ虞ナシトセス又各官庁所掌事務中ニハ特別ノ経験ヲ要シ寧口撰ヲ練熟ニ取ルヘキノ場合ナシトセサルニ由リ如此ハ特ニ判任官ヨリ高等官ニ任用スルノ途ヲ設クルノ必要アルヘク尤此類ハ十箇年以上同一ノ務ニ従事シテ判任官一等ニ叙

(注記4)(注記3)

セラレ四箇年以上ニ及フ者ニ限り各官庁ノ須要ニ^(抹消)〔^(加筆)〕〔^(従ヒ)〕試験局特別ノ試験ヲ経テ之ニ任用シ其等級ヲ四等以下トシテ猶本年七月閣令第三拾号郡区長ノ例ニ倣ヒ他ノ高等官ニ転スルニハ更ニ高等試験ヲ経サルヘカラサルモノトセハ権衡平ヲ得ヘシ又郵便電信ノ事業ハ其漸ク拡張ニ傾キ且ツ現今実施ノ新制度ヲ施行シタルハ五六年以前ヨリノコトナリ故二十年以上同一ノ官務ニ従事シタル者トスルトキハ適良ノ者ヲ得ル能ハス為ニ實際郵便電信局長ニ此特例ヲ施ス能ハス依テ五年以上トシ郵便電信ノ実業ニ従事スル判任官ハ現ニ其官等多クハ四等以下ニシテ一等ノ者ハ絶テ之アラス故二一限ルトキハ専ラ実務ニ練熟セル者ヲ要スル郵便電信局長ニ此特例ヲ施ス能ハス且ツ一等郵便電信局長ハ其官等多クハ奏任官五等六等ニ止マルヲ以テ判任官四等以上トセリ故二更ニ規則第拾七条区域ノ幾分ヲ括メ如此者ニハ相当ノ年限ヲ定メ之ニ其資格ヲ与フルノ途ヲ開キ右年限中ニハ此輩各其処ヲ得ルニ至ルヘシト信スルニ由ル

以上ノ事項一ハ規則第拾七条ノ区域ヲ括ムルモノナルモ事当分ノ間ニ係ルニ因リ併テ本則ノ附則トシテ勅令発布相成度右閣議ヲ請フ

明治廿年十一月四日

内務大臣伯爵 山縣有朋 印

勅令案

勅令第 号

本年七勅令第三拾七号文官試験試補及見習規則ニ附則ヲ追加ス

文官試験試補及見習規則附則

第 条 本令施行ノ後^(抹消)〔^(加筆)〕〔^(十)〕箇年間ハ左ノ経歴アル者ニ限り各官庁ノ須要ニ従ヒ本則第拾七条ニ拠リ高等試験ヲ受クルコトヲ得

一 奏任官ヲ経歴シ又ハ之ト同等ナル官務ニ従事シタル者
 一 十箇年以上官務ニ従事シ判任官ニ叙セラレ又ハ之ト同等ナル官務ニ従事シタル者

第 条 本令施行後十箇年間八十箇年以上同一ノ官務ニ従事シテ四箇年以上判任官一等タリシ者五箇年已上郵便若シクハ電信ノ官務ニ従事シテ四箇年已上判任官四等^(抹消)〔^(加筆)〕〔^(已上)〕タリシ者ハ其事務ニ就テハ各官庁ノ須要ニ従ヒ文官試験局特別ノ試験ヲ経テ奏任四等以下ノ高等官ニ任用スルコトヲ得但
 他ノ高等官ニ転スルニハ更ニ高等試験ヲ経ルコトヲ要ス

秘甲第六五号

文官試験試補及見習規則追加之件提出ス

明治廿年十一月四日

内務大臣伯爵 山縣有朋 印

内閣総理大臣伯爵 伊藤博文殿

警察官ニ関スル試験ノ儀ニ付建議

先般勅令第三十七号ヲ以テ文官試験試補及見習規則被定来二十一年一月ヨリ施行相成候ニ付テハ警察官ノ儀モ同定規ニ依リ其資格アル者ニ非レハ試験ヲ受クルヲ得サル筈ニ候処抑警察ノ職掌

内務大臣請議文官試験試補及見習規則追加ノ件

朕判任官高等試験ヲ受クルコトヲ得ルノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

〔明治二十一年(朱書)十二月二十五日〕

總理大臣

〔注記8〕
明治廿年十二月十六日

内閣總理大臣

文官試験局長官 ㊦

タル尋常文官ト異ナリ公共ノ安寧秩序ヲ保シ民衆ノ生命財産ヲ護スルノ事ニ係ルヲ以テ學術ヨリモ専ラ実務ニ練習スルヲ以テ主要トス而カモ其任ヲ全クセルトスルニハ久シク其職ニ従事シ審カニ土地ノ状勢民情及ヒ利害ニ通曉スルニ非レハ能ハサル処ニ候殊ニ警部ノ職タル其官ハ判任タリト雖モ其執ル処ノ務メハ前ニ所謂保護ノ事項ニシテ即チ警視ノ補官タリ高等官タル警視ト雖モ其実ハ此補官タル警部ノ職掌ニ習熟暗練シ実驗ヲ經タル者ニ非レハ全キヲ得ス実ニ警察ノ職掌ハ一種特別ノ專業ニ属スルモノニ候就テハ五ヶ年以上警部ノ職ヲ勤メタル者ハ試験規則第十七条奏任官ノ例ニ準シ學業修卒ノ証書ナキモ高等試験ヲ受ケ且及第ノ者ハ直ニ本官ニ任セラレ候様相成度猶ホ定規ノ如ク學業ヲ主トセラル、ニ於テハ或ハ実務練熟ノ点ニ用ヲ欠キ自然執務上洪滞ヲ生スルノ恐ナキヲ保セス是レ從來ノ実見ニ徴シテ察スル処ニ有之候閣令第十九号ヲ以テ司法官ニ特典ヲ置カレタルモ全ク實際已ムヲ得サルニ出タル義ニ可有之旁前陳ノ事情宜シク御洞察特別ノ御詮議アラシコトヲ希望ス此段謹テ建議仕候也

明治二十年十一月一日 警視總監子爵 三島通庸 ㊦

〔注記6〕(兼合) (松森) (金井) (中)

〔注記5〕
明治二十年十二月十六日

内閣書記官

内閣總理大臣 花押 (伊藤)

内閣書記官長 (田中)

各省大臣

外務	大蔵	海軍	文部
(松方) ㊦	(大藏) ㊦	(西郷) ㊦	(森) ㊦
内務	陸軍	司法	農務
(山縣) ㊦	(大山) ㊦	(山田) ㊦	(黒田) ㊦
花押	陸軍	司法	農務
			通信
			(榎本) ㊦

別紙内務大臣請議文官試験試補及見習規則追加ノ件審按スルニ其本令施行ノ後十箇年トアルハ其數ノ出ツル所ヲ知ラス蓋シ本則第十五条ニ五箇年間ト為スモノハ初年ニ於テ試補ト為リタル者ハ第四年ニ本官ニ任シ第二年ニ為リタル者ハ第五年ニ第三年ノ者ハ第六年ニ本官ニ任シ始メテ爾後年々実務練習三箇年ヲ完フシタル者ヲ任用シ得ルノ期来ルヲ以テ此間其補欠ヲ要スレハナリ其奏任官ヲ經歷シ又ハ之ト同等ナル官務ニ従事シタル者トアルハ本則第十七条ニ五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者トアレハ其期限ヲ打消スニ均シク其当ヲ得サルハ論ナク政府ノ組織漸ク整頓シ高等試験ヲ經タル者尚三箇年ノ実務練習ヲ要ス然レハ正則ノ學業課程ヲ踐マス又官務不整ノ時ノ五箇年ヲ以テ三箇年ニ代ユルハ至当ナルヘシ其第二項ノ十箇年以上官務ニ従事シ判任官ニ叙セラレ又ハ之ト同等ナル官務ニ従事シタル者ハ本則第二十九条ニ在職ノ判任官ニシテ高等ノ試験ヲ經當選シタル者ハ直ニ本官ニ任スルコトアルヘシトノ条ニテ特リ十箇年間ノミナラ

ス爾後ト雖モ第十七条ニ拠リ高等試験ヲ経ルヲ得ヘシ故ニ特載
ヲ要セス若其第五項ニ準スルトナラハ在職ノ年限ハ長キニ過キ
第二十九条ト称ハス其等級ニ限リヲ置カサルニ至テハ五年以上
奏任官ヲ勤メタル者ト合ハス別ニ考慮ヲ要スヘキナリ其第二条
ニ於テ同一ノ官務ニ従事シ云々其所謂同一ナル者ニ畛域ヲ設ク
ルコト實際ニ於テ極メテ難ク況ヤ本則ニ於テ大学ノ卒業生及高
等試験ヲ經当選シタル者ハ教官技術官ノ外其転移ノ間別ニ経界
ヲ置カス然ラハ則チ此試験ヲ経タル者及其資格アル者ハ同一ノ
官務ニ従事スル者ト看做テ可ナルヘキニ於テオヤ故ニ同一ノ官
務ト総称シテ別ニ門戸ヲ開カハ更ニ文官試験法ノ實施ヲ延期ス
ルト一般ノ結果ヲ生スヘシ又四箇年以上判任官一等タリシ者ト
限ルトキハ其設クル所ノ便法モ實用ヲ為スニ足ラサラントス是
レ此輩ノ登用ハ概テ奏任官五等以下ニ多ク名貴クシテ實踐ク勢
之ヲ以テ満足セサレハナリ郵便電信ノ實務ノ如キハ特種ノ者ト
シテ通常行政官ノ範圍外ニ置クモ謂レナキニ非スト雖モ普通ノ
政治法律又ハ理財ノ学科ニ通スル者ニシテ尚實務ニ練習セハ其
事ニ当テ敏達ナルヘキハ論ヲ俟タス故ラニ他ノ事務ニ転用スヘ
カラサルカ如キ特殊ノ奏任官ヲ置クヲ須ヒンヤ又警視總監ノ建
議ヲ審案スルニ警察ノ職掌タル尋常文官ニ異ナリト言フト雖モ
特リ警察官ノミ然ルモノニアラス苟モ局部ヲ異ニスルモノ其事
務ニ就テ特殊ナラサルナク随テ實務ノ練習ヲ要スル所以ナリ歐
洲ニ於テ官吏登用法ノ完全ナルモノニ於テハ其練習ノ年月本邦
ニ倍ス然レトモ學術試験ノ欠ク可カラサルモノハ學術ナルモノ
或ハ専門ト云フト雖モ是等一類中各種ノ事務ニ通用スル原則ノ

ミ苟モ之ヲ欠ケハ処務ノ規矩準繩ヲ欠クモノナレハナリ以上各
種ノ場合ニ於テ在職ノ故ヲ以テ之ニ撰ヲ取ルモノハ本則ノ主義
之ヲ以テ實務練習ニ代ユルノミ其實歴ヲ以テ規矩準繩タル學術
ニ代ユヘキニ非サルナリ本議高等試験ヲ受クヘキヲ掲ケタルハ
穩當ノ見ナリトス但此際ニ於テ考フヘキモノハ法科大学年々出
ス所限アリ之ヲ以テ一概ニ充用スルニ足ラス第十七条ノ二三四
項ノ者ニシテ高等試験ニ合格スヘキ者モ尚三四年ヲ経ルニ非サ
レハ多数ヲ出スヘキノ予凶ナシ五箇年以上奏任官ヲ勤メタル者
ノ高等試験ヲ經当選スル者其數僅々ノミ況ヤ第十五条ニ於テ本
令施行ノ後五箇年間ハ事務練習中ト雖モ本官ノ欠アルトキハ其
練習ノ満期ヲ待スシテ本官ニ任スルコトヲ得トノ条アルモ特ニ
實務ノ練熟ヲ要スルノ地位ニ任用スルコトヲ得サルニ於テオヤ
各官庁ノ須要ヲ考ヘ從來ノ變遷ニ依リ本則ノ精神ヲ失スルコト
ナキヲ慮リ茲ニ勅令案ヲ起草セリ本案ニ依レハ五箇年間本則第
十七条ノ範圍ヲ括メ又第二十九条ニ權衡ヲ取り一定ノ資格ヲ要
スル官職ハ試験ニ拠ルトトシ学制ノ未タ整備セサルノ時ニ当
リ独修若クハ私学ニ入テ業ヲ修メタル者モ各其処ヲ得ヘク五箇
年ノ後純正ノ資格ヲ有スル者順次事ニ当ルノ期ニ至テ之ト撞着
スルナク又此間實務ノ渋滞ヲ防クヲ得ヘシ又郵便電信ノ事務ニ
関スル事ノ如キモ此一法ヲ設ケハ直ニ運用ニ妨碍ヲ生スルノ虞
ナカルヘシ依テ勅令案ヲ具シ上申候也

勅令案

勅令第(六十四号)

本年七月勅令第三十七号文官試験試補及見習規則施行ノ後五箇年
年間ハ五箇年以上官務ニ従事シ判任官五等以上ニ叙セラレタル者ハ同則第十七条第五項ニ準シ高等試験ヲ受クルコトヲ得
其当選シタル者ノ本官ニ任スルハ同則第二十九条ニ拠ル

(注記 1)

「試験局第一号・廿年十一月七日」

(注記 2)

〔士屋〕

(注記 3)

「十七」(簿冊内件名番号)

(注記 4)

「甲八四」

(注記 5)

「内甲八四号」

(注記 6)

「官職」〔官職〕

(注記 7)

「済」

(注記 8)

「内甲八四」

〔公文類聚 第十一編 明治二〕
十年 第五卷 2A, 11, 292〕